

## 安田女子短期大学の学科の目的

**第1条** 安田女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

（自己評価及び教育内容等の改善のための組織等）

**第1条の2** 本学は、前条の目的を達成するため、短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の点検及び評価並びに教育の内容及び方法の改善を図るために必要な事項は、別に定める。

（情報の積極的な公表）

**第1条の3** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

（学科）

**第2条** 本学に、次の学科を置く。

保育科

2 保育科は、時代の変化や社会の要請に応え得る、人間性豊かで高い資質の保育者養成を主たる目的とする。